

令和 8 年度 被扶養者資格確認の実施要領

1. 主旨

- 健康保険法施行規則第 50 条では被扶養者資格の状況について毎年調査・確認することとされているため、遵法の観点から調査・確認を行います。(今回は令和 7 年の収入を対象)
- 本来認定基準から外れる被扶養者を認定していることは、「適用」の公平性を欠き、また本来発生しない保険給付(医療費負担)、高齢者医療制度による拠出金等にも影響(負担増)することになり、財政の悪化要因ともなります。調査・確認へのご協力をお願いします。
- 本調査・確認業務の一部を外部委託(委託先:株式会社法研)しておりましたが、今年度から全部委託いたします。なお、調査・確認の結果に基づき、最終決定は従来どおり当健保にて行います。

2. 調査対象者

令和 8 年 1 月 1 日以前に被扶養者の認定をされており、かつ令和 8 年 7 月 16 日現在 18 歳以上の被扶養者で次の要件のいずれかに該当する方

- (1) 配偶者・子どもについて、給与・年金収入以外の収入がある方
- (2) 配偶者・子ども以外の方(親・兄弟姉妹等)
- (3) マイナンバーの登録がある方でも収入確認において照会先の市区町村で照会ができなかった方

※調査対象外※

配偶者・子どもの収入が給与・年金のみで、かつ金額が基準内の方

3. 調査方法

- (1) 健康保険被扶養者確認調書(以下「確認調書」)の発行による調査確認
健康保険組合が被保険者宛に発行する「確認調書」(調査書)に基づき、被保険者に被扶養者の現況を確認のうえ、必要書類を添付し提出いただきます。
- (2) 実施通知・確認調書の対象者宛送付方法
令和 8 年 8 月 17 日現在健保登録がある、対象者の被保険者住所へ委託先より郵送。
※住所不明等で戻ってきた場合は、改めて私送または郵送で送付します。
- (3) 必要書類の取得等
実施通知・確認調書に基づき、提出すべき必要書類がある場合は対象者各自で取得いただきます。
- (4) 提出期限
・令和 8 年 9 月 30 日(水) 対象被保険者→法研(委託業者)

4. 扶養状況の再確認(検認)について

提出があった確認調書(および必要書類)を通じ、下記内容の再確認(検認)を行います。

- (1) 令和 7 年の収入額・収入区分確認
60 歳未満…年収 130 万未満、60 歳以上または障害者の方…年収 180 万未満
19 歳以上 23 歳未満(被保険者の配偶者を除く)…年収 150 万未満
※2025 年 10 月 1 日より年齢要件が追加。
- (2) 同居・別居の確認
- (3) 別居家族への送金の確認(直近 3 ヶ月分…令和 8 年 6 月～8 月分) 等
なお、検認を通じ、扶養家族の削除が発生する場合は委託業者(法研)が被保険者宛に削除通知を発送しますので、ご承知おきます。審査結果につきましては、当該事業主へ連絡いたします。「被扶養者(異動)届」と削除に伴う必要書類は事業主経由にて提出いただきます。
また、実施通知に記載のとおり、正当な理由なく確認調書等の提出が無い場合は、法に基づき被扶養者の資格を削除する場合もあるので、確実な対応をお願いします。

5. 事前調査による収入超過者及び「年収の壁・支援強化パッケージ(130 万円の壁)」の対応について

- (1) 行政機関との情報連携により、事前に収入が扶養認定基準から外れていると判明した方については、今回の調査を行うことなく、当該事業主宛に「収入超過リスト」および被保険者宛の「扶養削除通知文」を送付しますので、事業主から対象者に通知の上、被扶養者削除手続きを行っていただきます。
※提出期限: 令和 8 年 9 月 30 日
- (2) 令和 5 年 10 月 20 日厚生労働省保険局保険課長通知により「年収の壁・支援強化パッケージ(130 万円の壁)」の取扱いが示されました。人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入超過である場合は、厚労省が定める「事業主の証明書」及び「雇用契約書(労働条件通知書等)」の提出をご案内ください。健保組合にて「一時的な収入超過」に該当するか否かの判断を行います。なお、詳細は厚生労働省 HP をご覧ください。

6. その他

ご不明な点については、当健保組合窓口(原田・今野)までお問い合わせください。